

排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日の一覧表

特定貨物自動車の種別	初度登録年月日別	使用可能最終日
普通貨物自動車	平成元年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成元年10月1日～平成5年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成8年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成8年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
小型貨物自動車	平成2年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成2年10月1日～平成6年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成6年10月1日～平成9年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成9年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して8年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
大型バス (定員30人以上)	昭和61年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	昭和61年10月1日～平成2年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成2年10月1日～平成5年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して12年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
マイクロバス (定員11人以上30人未満)	昭和63年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成63年10月1日～平成4年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が1年のもの)	平成4年10月1日～平成7年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して10年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が2年のもの)	昭和63年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	昭和63年10月1日～平成4年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成4年10月1日～平成7年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して10年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が1年のもの)	平成元年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成元年10月1日～平成5年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成8年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成8年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が2年のもの)	平成7年9月30日以前	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日

()平成14年9月30日現在において、検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあつては、「平成15年9月30日」を「平成16年9月30日」と読み替える。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準

1. 貨物自動車、バス、特種自動車

車両総重量 1.7 t 以下

窒素酸化物排出基準：0.48 g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準：0.055 g/km (注 1)

車両総重量 1.7 t 超 2.5 t 以下

窒素酸化物排出基準：0.63 g/km (平成 6 年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準：0.06 g/km (注 1)

車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下

窒素酸化物排出基準：5.9 g/kWh (平成 7 年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準：0.175 g/kWh (注 1)

車両総重量 3.5 t 超

窒素酸化物排出基準：5.9 g/kWh (平成 10 年規制ディーゼル車並)

粒子状物質排出基準：0.49 g/kWh (平成 10 年規制ディーゼル車並)

2. ディーゼル乗用車 (注 2)

窒素酸化物排出基準：0.48 g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) 粒

子状物質排出基準：0.055 g/km (注 1)

(注 1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制 (平成 14 年から実施) の 2 分の 1 の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第 4 次答申平成 12 年 11 月) を踏まえたもので、この答申において、新長期気鋭 (平成 17 年から実施予定) については、新短期規制の 2 分の 1 程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注 2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースものを含む。